

厚生労働省発生食 0224 第 3 号
令和 5 年 2 月 24 日

食品安全委員会

委員長 山本 茂貴 殿

厚生労働大臣 加藤 勝信
(公 印 省 略)

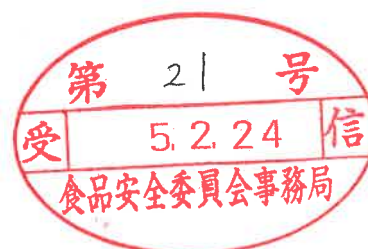
食品安全基本法第 11 条第 1 項第 1 号に規定する食品健康影響評価を
行うことが明らかに必要でないときについて（照会）

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 13 条第 1 項の規定により基準又は規格を定めようとするときは貴委員会の意見を聴かなければならないこととされているところ、下記の場合は、その内容から食品安全基本法第 11 条第 1 項第 1 号に規定する食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当すると解してよろしいか。

記

食品衛生法第 13 条第 1 項の規定に基づき定められた食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）の第 2 添加物について、次の改正を行う場合

1. A 通則のうち、通則 3. について、国際整合性の観点から参照する原子量表を変更すること。
2. A 通則のうち、通則 28. について、試験の実行性の観点から試験器具を改正すること。
3. A 通則のうち、通則 37. について、流通実態との整合性の観点から試験器具の名称及び規格を改正すること。
4. B 一般試験法に、元素分析法を新たに設定すること。
5. B 一般試験法に、残留溶媒試験法を新たに設定すること。
6. B 一般試験法に、質量分析法を新たに設定すること。



7. B 一般試験法に、滴定終点検出法を新たに設定すること。
8. B 一般試験法のうち、1. 亜硫酸塩定量法について、用いる試液の変更に伴い操作法の項目を改正すること。
9. B 一般試験法のうち、3. 液体クロマトグラフィーについて、相対モル感度法に係る操作法及び用語の各項目を新たに設定すること。
10. B 一般試験法のうち、7. 核磁気共鳴スペクトル測定法について、試験の実行性及び国際整合性の観点から本文、装置、操作法、測定法の各項目の改正及び用語の項目を新たに設定すること。
11. B 一般試験法のうち、8. ガスクロマトグラフィーについて、試験の実行性の観点から装置の項目を改正すること。また、操作法の項目に相対モル感度法を新たに設定すること。
12. B 一般試験法のうち、20. 水分測定法（カールフィッシャー法）について、公定書内の用語の統一を目的として、1. 容量滴定法の装置及び2. 電量滴定法の装置の各項目を改正すること。
13. B 一般試験法のうち、21. 赤外吸収スペクトル測定法について、試験の操作性の改善を目的として、測定用試料の調製及び測定の項目に減衰全反射法（以下「ATR法」という。）を追加すること。また、ATR法の追加に伴い、本文及び確認方法の各項目を改正すること。
14. B 一般試験法のうち、22. 旋光度測定法について、規定の精緻化及び水規格の明確化を目的として本文を改正すること。また、試験の実行性の観点から、装置、装置の正確さの確認及び測定の各項目を新たに設定すること。
15. B 一般試験法のうち、23. タール色素試験法について、規定の精緻化を目的として5. 鉛、6. 亜鉛及び鉄及び8. ヒ素の各項目の操作法を改正すること。また、試験精度の向上を目的として、9. 副成色素及び10. 未反応原料及び反応中間体の各項目を改正すること。
16. B 一般試験法のうち、24. タール色素製剤試験法について、試験精度の向上を目的として、1. 他の色素及び2. 他の色素レーキの各項目を改正すること。また、規定の精緻化を目的として3. 重金属の操作法の項目を改正すること。
17. B 一般試験法のうち 25. タール色素レーキ試験法について、規定の精緻化を目的として3. 鉛、4. 亜鉛及び鉄及び6. ヒ素の各項目の操作法を改正すること。
18. B 一般試験法のうち、26. 窒素定量法について、記載整備の観点から本文を改正すること。また、元素分析法の項目を新たに設定すること。
19. B 一般試験法のうち、27. 定性反応試験法について、試験の実行性の観点から亜硝酸塩及び次亜塩素酸塩の各項目を改正すること。また、記載整備の観点からナトリウム塩の項目を改正すること。
20. B 一般試験法のうち、29. 鉛試験法（原子吸光光度法）について、15. 原子吸光光度法の規定に倣い、本文を改正すること。

21. B 一般試験法のうち、30. 粘度測定法について、記載整備の観点から第1法 毛細管粘度計法及び第2法 回転粘度計法の各項目の操作法を改正すること。
22. B 一般試験法のうち、35. 微生物限度試験法について、試験の実行性の観点から、3. 大腸菌群及び大腸菌試験の項目の操作法を改正すること。
23. B 一般試験法のうち、38. メトキシ基定量法について、本試験法を用いていた指定添加物の成分規格・保存基準各条の改正に伴い、本試験法を削除すること。
24. B 一般試験法のうち、40. 誘導結合プラズマ発光分光分析法について、規定の精緻化を目的として試験法名及び本文を改正すること。
25. B 一般試験法のうち、42. 溶状試験法について、試験の実行性の観点から操作法の項目を改正すること。
26. C 試薬・試液等の収載順及び前文について、記載整備の観点から改正すること。
27. C 試薬・試液等 1. 試薬・試液のうち、流通実態との整合化のため、「塩化水銀 (II)」の規定を削ること。
28. C 試薬・試液等のうち、1. 試薬・試液について、B 一般試験法のうち、22. 旋光度測定法の改正に伴い、「スクロース、旋光度測定用 (旋光度測定用スクロース)」の規格を新たに設定すること。
29. C 試薬・試液等 1. 試薬・試液に、流通実態との整合化のため、「30w/v %ポリオキシエチレン (23) ラウリルエーテル試液」及び「9w/v %ポリオキシエチレン (23) ラウリルエーテル試液」に係る規格を新たに設定すること。また、これに伴い、「ポリオキシエチレン (23) ラウリルエーテル試液」の規定を削ること。
30. C 試薬・試液等 1. 試薬・試液に、「デキストリン」に係る規格を新たに設定すること。
31. C 試薬・試液等 1. 試薬・試液のうち、試験の操作性の改善を目的として、10品目 (「DPD・EDTA試液」、「塩酸試液 (6mol/L)」、「塩酸試液 (4mol/L)」、「塩酸試液 (3mol/L)」、「システイン・硫酸試液」、「水酸化ナトリウム試液 (10mol/L)」、「水酸化ナトリウム試液 (5mol/L)」、「水酸化ナトリウム試液 (4mol/L)」、「水酸化ナトリウム試液 (3mol/L)」及び「水酸化ナトリウム試液 (2mol/L)」)に係る試液の調製方法を改正すること。
32. C 試薬・試液等 1. 試薬・試液のうち、「デンプン試液」について、試験の実行性の観点から、調製方法を改正し、また実際の呈色に合わせた記載の整備を行うこと。
33. C 試薬・試液等 1. 試薬・試液のうち、「ヨウ化亜鉛・デンプン試液」及び「ヨウ化カリウム・デンプン試液」について、試験の実行性の観点から、調製方法を改正すること。
34. C 試薬・試液等 1. 試薬・試液のうち、試薬 94品目 (「亜鉛、ヒ素分析用」、

「L-アスコルビン酸 2-グルコシド、定量用」、「アスパラギナーゼ (*A. niger* 由来)、酵素活性測定用」、「アスパラギナーゼ (*A. oryzae* 由来)、酵素活性測定用」、「アゾキシストロビン、定量用」、「アドバンテーム、定量用」、「L-アラビノース、定量用」、「イソアルファー苦味酸、定量用」、「イソチオシアン酸アリル、定量用」、「*myo*-イノシトール、定量用」、「イミダゾール、水分測定用」、「エチレングリコール、水分測定用」、「塩化カルシウム、水分測定用」、「塩化コリン、水分測定用」、「オクタン酸、定量用」、「(+)-カテキン、定量用」、「過ヨウ素酸ナトリウム試液、グリセリン用」、「D-ガラクトツロン酸、定量用」、「グリチルリチン酸、薄層クロマトグラフィー用」、「グリチルレチン酸 3-O-グルクロニド、定量用」、「グルタミルバリルグリシン、定量用」、「L-グルタミン酸、定量用」、「クロロホルム、水分測定用」、「合成ゼオライト、乾燥用」、「コレステロール、定量用」、「酢酸、非水滴定用」、「酢酸・酢酸ナトリウム緩衝液 (pH4.5)、鉄試験用」、「サルササポゲニン、定量用」、「酸化エチレン・テトラヒドロフラン試液、ポリソルベート用」、「次亜塩素酸ナトリウム・水酸化ナトリウム試液、アスパラギナーゼ (*A. niger* 由来) 活性測定用」、「ジエチルエーテル、ビタミンA測定用」、「ジエチレングリコールモノエチルエーテル、水分測定用」、「 α -シクロデキストリン、定量用」、「 β -シクロデキストリン、定量用」、「 γ -シクロデキストリン、定量用」、「ジフェノコナゾール、定量用」、「四ホウ酸ナトリウム十水和物、pH 測定用」、「ジメチルスルホキシド、紫外吸収スペクトル測定用」、「臭化カリウム、赤外吸収スペクトル測定用」、「臭素・臭化カリウム試液、オキシエチレン測定用」、「水酸化カルシウム、pH 測定用」、「スチグマステロール、定量用」、「ステビオシド、定量用」、「D-ソルビトール、定量用」、「炭酸水素ナトリウム、pH 測定用」、「炭酸ナトリウム、pH 測定用」、「炭酸プロピレン、水分測定用」、「 β -ツヤプリシン、定量用」、「テトラヒドロホウ酸ナトリウム、アミノ酸分析用」、「*d*- α -トコフェロール、定量用」、「*d*- β -トコフェロール、定量用」、「*d*- γ -トコフェロール、定量用」、「*d*- δ -トコフェロール、定量用」、「トリス緩衝液 (pH7.0)、ペクチン測定用」、「2, 2, 4-トリメチルペンタン、紫外吸収スペクトル測定用」、「セモリブデン酸六アンモニウム試液、加工デンプン用」、「ニシュウ酸三水素カリウム二水和物、pH 測定用」、「ニンヒドリン試液、加工デンプン用」、「ニンヒドリン試液、納豆菌ガム、定量用」、「ネオテーム、定量用」、「ピリジン、水分測定用」、「ピリメタニル、定量用」、「フェルラ酸、定量用」、「フタル酸水素カリウム、pH 測定用」、「部分加水分解サポニン、定量用」、「フルジオキシニル、定量用」、「2-プロパノール、ビタミンA測定用」、「プロピコナゾール、定量用」、「ブロモフェノールブルー試液、クエン酸用」、「ヘキサデカン、紫外吸収スペクトル測定用」、「ヘキサン、紫外吸収スペクトル測定用」、「ペクチン酸リアーゼ溶液、ペクチン測定用」、「ベタイン、定量用」、「 ϵ -ポリリシン塩酸塩、定量用」、「D-マンニトール、定量用」、「ミリシトリン、定

量用」、「メタノール、水分測定用」、「2-メチルアミノピリジン、水分測定用」、「メナキノノー 4、定量用」、「モグロシド V、定量用」、「モノグルコシルヘスペリジン、定量用」、「ヨウ化イソプロピル、定量用」、「ヨードメタン、定量用」、「ラクトフェリン、定量用」、「L-ラウノース、定量用」、「D-リボース、定量用」、「硫酸アンモニウム鉄 (III) 試液、オキシエチレン測定用」、「リン酸水素二ナトリウム、pH 測定」、「リン酸二水素カリウム、pH 測定用」、「ルチン、定量用」、「レバウジオシド A、定量用」、「レバウジオシド C、同定用」、「レバウジオシド D、同定用」及び「レバウジオシド F、同定用」) について、国際整合性のため、名称を改正すること。

35. C 試薬・試液等 1. 試薬・試液のうち、試薬 94 品目（「pH 測定用四ホウ酸ナトリウム十水和物」、「pH 測定用水酸化カルシウム」、「pH 測定用炭酸水素ナトリウム」、「pH 測定用炭酸ナトリウム」、「pH 測定用二シュウ酸三水素カリウム二水和物」、「pH 測定用フタル酸水素カリウム」、「pH 測定用リン酸水素二ナトリウム」、「pH 測定用リン酸二水素カリウム」、「アスパラギナーゼ (*A. niger* 由来) 活性測定用次亜塩素酸ナトリウム・水酸化ナトリウム試液 次亜塩素酸ナトリウム・水酸化ナトリウム試液」、「アミノ酸分析用テトラヒドロホウ酸ナトリウム」、「オキシエチレン測定用臭素・臭化カリウム試液 臭素・臭化カリウム試液」、「オキシエチレン測定用硫酸アンモニウム鉄 (III) 試液」、「加工デンプン用七モリブデン酸六アンモニウム試液」、「加工デンプン用ニンヒドリン試液」、「乾燥用合成ゼオライト」、「クエン酸用ブロモフェノールブルー試液」、「グリセリン用過ヨウ素酸ナトリウム試液」、「酵素活性測定用アスパラギナーゼ (*A. niger* 由来)」、「酵素活性測定用アスパラギナーゼ (*A. oryzae* 由来)」、「紫外吸収スペクトル測定用ジメチルスルホキシド」、「紫外吸収スペクトル測定用 2, 2, 4-トリメチルペンタン」、「紫外吸収スペクトル測定用ヘキサデカン」、「紫外吸収スペクトル測定用ヘキサン」、「水分測定用イミダゾール」、「水分測定用エチレングリコール」、「水分測定用塩化カルシウム」、「水分測定用塩化コリン」、「水分測定用クロロホルム」、「水分測定用ジエチレングリコールモノエチルエーテル」、「水分測定用炭酸プロピレン」、「水分測定用ピリジン」、「水分測定用メタノール」、「水分測定用 2-メチルアミノピリジン」、「紫外吸収スペクトル測定用臭化カリウム」、「定量用 L-アスコルビン酸 2-グルコシド」、「定量用アゾキシストロビン」、「定量用アドバンテーム」、「定量用 L-アラビノース」、「定量用イソアルファー苦味酸」、「定量用イソチオシアン酸アリル」、「定量用 *myo*-イノシトール」、「定量用オクタン酸」、「定量用 (+)-カテキン」、「定量用 D-ガラクトロン酸」、「定量用グリチルレチン酸 3-O-グルクロニド」、「定量用グルタミルバリルグリシン」、「定量用 L-グルタミン酸」、「定量用コレステロール」、「定量用サルササポゲニン」、「定量用 α -シクロデキストリン」、「定量用 β -シクロデキストリン」、「定量用 γ -シクロデキストリン」、「定量用ジフェノコナゾール」、「定量用スチグマステロール」、

「定量用ステビオシド」、「定量用D-ソルビトール」、「定量用β-ツヤプリシン」、「定量用d-α-トコフェロール」、「定量用d-β-トコフェロール」、「定量用d-γ-トコフェロール」、「定量用d-δ-トコフェロール」、「定量用ネオテーム」、「定量用ピリメタニル」、「定量用フェルラ酸」、「定量用部分加水分解サポニン」、「定量用フルジオキシニル」、「定量用プロピコナゾール」、「定量用ベタイン」、「定量用ε-ポリリシン塩酸塩」、「D-マンニトール、定量用」、「定量用ミリシトリン」、「定量用メナキノン-4」、「定量用モグロシドV」、「定量用モノグルコシルヘスペリジン」、「定量用ヨウ化イソプロピル」、「定量用ヨードメタン」、「定量用ラクトフェリン」、「定量用L-ラムノース」、「定量用D-リボース」、「定量用ルチン」、「定量用レバウジオシドA」、「鉄試験用酢酸・酢酸ナトリウム緩衝液 (pH4.5)」、「同定用レバウジオシドC」、「同定用レバウジオシドD」、「同定用レバウジオシドF」、「納豆菌ガム定量用ニンヒドリン試液」、「薄層クロマトグラフィー用グリチルリチン酸」、「非水滴定用酢酸」、「ヒ素分析用亜鉛」、「ビタミンA測定用ジエチルエーテル」、「ビタミンA測定用2-プロパノール」、「ペクチン測定用トリス緩衝液 (pH7.0)」、「ペクチン測定用ペクチン酸リアーゼ溶液」及び「ポリソルベート用酸化エチレン・テトラヒドロフラン試液」) について、上記 34. の改正に伴い、規格を削ること。

36. C 試薬・試液等 1. 試薬・試液に係る 246 品目及び 2. 容量分析用標準液に係る 13 品目について、旧名を削ること。
37. C 試薬・試液等 1. 試薬・試液、2. 容量分析用標準液及び 3. 標準液のうち、77 品目（「ME S 緩衝液 (0.05mol/L、pH6.0、塩化ナトリウム含有)」、「アジ化ナトリウム」、「L-アスコルビン酸 2-グルコシド、定量用」、「アセチルアセトン」、「アセトン (脱水)」、「アゾキシストロビン、定量用」、「α-アミラーゼ用試料希釈液」、「アンモニア水」、「アンモニア水 (28)」、「塩化亜鉛試液」、「塩化カルシウム、水分測定用」、「塩化 1, 10-フェナントロリニウム-水和物」、「塩化フェニルヒドラジニウム」、「塩基性硝酸ビスマス」、「6, 6'-オキシビス (2-ナフタレンスルホン酸) 二ナトリウム」、「1-オクタンスルホン酸ナトリウム」、「カルボキシメチルセルロースナトリウム」、「乾燥酵母 (グルカナーゼ活性試験用)」、「強塩基性陰イオン交換樹脂」、「強酸性陽イオン交換樹脂」、「強酸性陽イオン交換樹脂 (微粒)」、「クエン酸・水酸化ナトリウム緩衝液 (0.05mol/L、pH5.0、システイン含有)」、「クエン酸・リン酸緩衝液 (0.1mol/L)」、「コハク酸ジエチレングリコールポリエステル」、「酢酸緩衝液 (0.1mol/L、pH5.0、ポリオキシエチレン (23) ラウリルエーテル含有)」、「酢酸緩衝液 (0.01mol/L、pH5.5、塩化マグネシウム・塩化カルシウム含有)」、「酢酸ビニル」、「ジイソプロピルエーテル」、「N, N-ジエチルジチオカルバミン酸ナトリウム三水和物」、「ジフェニルエーテル」、「ジブチルアミン」、「弱酸性陽イオン交換樹脂 (微粒)」、「硝酸」、「10%硝酸試液」、「水酸化カリウム溶液 (高純度)」、「水酸化カリウム溶液 (半導体用)」、「水酸化

ナトリウム溶液（半導体用）」、「スクロース」、「炭酸ジメチル」、「炭酸バリウム」、「デキストリン試液」、「*n*-ドデシルベンゼンスルホン酸」、「トレハロース、定量用」、「納豆菌ガム用緩衝液（pH3.3）」、「七モリブデン酸六アンモニウム四水和物」、「3-ヒドロキシー-2,7-ナフタレンジスルホン酸二ナトリウム（非スルホン化芳香族第一級アミン分析用）」、「7-ヒドロキシー-1,3,6-ナフタレントリスルホン酸三ナトリウム」、「ピリメタニル、定量用」、「ピロリン酸塩緩衝液（pH9.0）」、「フィチン酸ナトリウム塩水和物」、「*tert*-ブチルメチルエーテル」、「フルジオキシニル、定量用」、「D（-）-フルクトース」、「プロテアーゼ用基質溶液」、「プロテアーゼ用試料希釈液」、「ヘキサン（HPLC用）」、「3-ペンタノン」、「没食子酸一水和物」、「ポリオキシエチレン（23）ラウリルエーテル」、「ポリエチレングリコール600」、「ポリビニルアルコールⅠ」、「ポリビニルアルコールⅡ」、「マラカイトグリーンシュウ酸塩」、「メタノール（HPLC用）」、「ヨードメタン、定量用」、「硫化アンモニウム試液」、「硫化ナトリウム試液」、「リン酸緩衝液（エチレンジアミン四酢酸二ナトリウム含有）」、「ワキシコーンスターチ（リントナー可溶化）」、「リトマス紙（青色）」、「リトマス紙（赤色）」、「レバウジオシドD、同定用」、「0.5mol/L水酸化カリウム・エタノール溶液」、「0.1mol/L水酸化カリウム・エタノール溶液」、「0.02mol/L水酸化カリウム・エタノール溶液」、「食用緑色3号色素前駆体標準原液」及び「水銀標準液」）について、記載整備、流通実態との整合化等のため、規格を改正すること。

38. C 試薬・試液等 1. 試薬・試液及び3. 標準液のうち、11品目（「アンモニウム緩衝液（pH10.7）」、「過ヨウ素酸ナトリウム試液、グリセリン用」、「水酸化カルシウム試液」、「水酸化ナトリウム試液（0.2mol/L）」、「水酸化ナトリウム試液（0.1mol/L）」、「チオ硫酸ナトリウム試液（0.1mol/L）」、「チオ硫酸ナトリウム試液（0.05mol/L）」、「チオ硫酸ナトリウム試液（0.02mol/L）」、「硫酸鉄（Ⅱ）試液」、「0.1mol/L塩化チタン（Ⅲ）溶液」、及び「ヒ素標準液」）について、水規格の明確化のため、規定の整備を行うこと。
39. C 試薬・試液等 1. 試薬・試液及び3. 標準液のうち、3品目（「赤リン」、「ゼラチン」及び「ケイ素標準原液」）について、規定の精緻化を目的として強熱の条件を明確にすること。
40. C 試薬・試液等 1. 試薬・試液及び3. 標準液のうち、15品目（「亜セレン酸ナトリウム」、「亜二チオン酸ナトリウム」、「オルト過ヨウ素酸」、「サラシ粉」、「ホスフィン酸」、「0.05mol/L臭素溶液」、「0.1mol/Lチオ硫酸ナトリウム溶液」、「0.05mol/Lチオ硫酸ナトリウム溶液」、「0.01mol/Lチオ硫酸ナトリウム溶液」、「0.05mol/Lヨウ素溶液」、「0.05mol/Lヨウ素溶液、次亜硫酸ナトリウム用」、「0.05mol/Lヨウ素酸カリウム溶液」及び「比色標準原液」に係る「塩化コバルト（Ⅱ）比色標準原液」、「塩化鉄（Ⅲ）比色標準原液」及び「硫酸銅（Ⅱ）比色標準原液」）について、用いる試液の変更に伴う規定

の整備を行うこと。

41. D 成分規格・保存基準各条の新設、設定等に伴い、以下のとおり改正すること。
- ① C 試薬・試液等 1. 試薬・試液、3. 標準液及び5. クロマトグラフィー用担体／充填剤等のうち、45品目（「DPPH試液（0.2mmol/L）」、「アマロゲンチン」、「4-アミノカルミン酸」、「アンモニア試液（7mol/L）」、「エレウテロシドB」、「塩化セチルピリジニウム一水和物」、「オクタデシルシリル化シリカゲルミニカラム（1000mg）」、「ガノデリン酸A」、「カピリン」、「カフェイン、定量用（定量用カフェイン）」、「カルノシン酸」、「カルノソール」、「カルミン酸」、「クアシン混合物」、「クエルセチン二水和物」、「グラブリジン」、「D-グルクロノラクトン」、「グルコサミン塩酸塩、定量用（定量用グルコサミン塩酸塩）」、「クロロゲン酸、定量用（定量用クロロゲン酸）」、「血液寒天培地」、「血液浮遊液（1%）」、「ゲンチオピクロシド」、「ジステアロイルホスファチジルグリセロールナトリウム」、「ジフェニルアミン、定量用（定量用ジフェニルアミン）」、「2, 2-ジフェニル-1-（2, 4, 6-トリニトロフェニル）ヒドラジル」、「重水」、「酒石酸鉄試液」、「シリカゲルミニカラム（1000mg）」、「ディットマー試液」、「トレハロース、定量用（定量用トレハロース）」、「トロロックス」、「p-ヒドロキシ安息香酸、定量用（定量用p-ヒドロキシ安息香酸）」、「p-ヒドロキシ安息香酸メチル、定量用（定量用p-ヒドロキシ安息香酸メチル）」、「粉末モリブデン」、「ベンゾ[a]ピレン」、「没食子酸一水和物、定量用（定量用没食子酸一水和物）」、「没食子酸エチル、定量用（定量用没食子酸エチル）」、「ホルムアミド、水分測定用（水分測定用ホルムアミド）」、「4-（メチルアミノ）フェノール-硫酸（2/1）」、「リコカルコンA」、「硫酸試液（12.5mol/L）」、「ロスマリン酸、定量用（定量用ロスマリン酸）」、「マグネシウム標準原液」、「薄層クロマトグラフィー用シリカゲル（高性能）」及び「液体クロマトグラフィー用アミノ基結合型ポリマーゲル」）について、規格を新たに設定すること。
- ② C 試薬・試液等 1. 試薬・試液のうち、6品目（「イソチオシアン酸アリル、定量用」、「デカン」、「リン酸緩衝液（0.05mol/L）」、「モグロシドV、定量用」、「ケイ素標準原液」及び「サルササポゲニン、定量用」）について、規定を改正すること。
- ③ C 試薬・試液等 1. 試薬・試液及び5. クロマトグラフィー用担体／充填剤等のうち、7品目（「クエン酸緩衝液（pH2.2）」、「クエン酸緩衝液（pH5.28）」、「定量用モグロシドV」、「ニュートラルレッド」、「ニンヒドリン・2-メトキシエタノール試液」、「リン酸緩衝液（pH6.4）」及び「ユッカフォーム抽出物用薄層板」）について、規格を削ること。
42. C 試薬・試液等 7. ろ紙のうち、「クロマトグラフィー用ろ紙」について流通状況及び試験の実行性の観点から規格を改正すること。

43. C 試薬・試液等中、計量器の名称及び本文について、本項目に用器の規定を追加すること。
44. C 試薬・試液等中 11. 参照赤外吸収スペクトルについて、本項目に記載していた各品目の参照スペクトルをD 成分規格・保存基準各条の各品目の規定に記載し、それに伴い本項目の本文を改正すること。
45. D 成分規格・保存基準各条の前文について、規定の精緻化を目的として改正すること。
46. D 成分規格・保存基準各条のうち、指定添加物「亜塩素酸水」について、用いる試液の変更に伴い定量法の項目を改正すること。
47. D 成分規格・保存基準各条のうち、指定添加物「亜塩素酸ナトリウム」について、用いる試液の変更に伴い定量法の項目を改正すること。
48. D 成分規格・保存基準各条のうち、指定添加物「亜塩素酸ナトリウム液」について、用いる試液の変更に伴い定量法の項目を改正すること。
49. D 成分規格・保存基準各条のうち、指定添加物「アジピン酸」について、水規格の明確化のため、定量法の項目を改正すること。
50. D 成分規格・保存基準各条のうち、指定添加物「L-アスコルビン酸」について、水規格の明確化のため、比旋光度の項目を改正すること。
51. D 成分規格・保存基準各条のうち、指定添加物「L-アスコルビン酸カルシウム」について、水規格の明確化のため、比旋光度の項目を改正すること。
52. D 成分規格・保存基準各条のうち、指定添加物「L-アスコルビン酸ステアリン酸エステル」について、用いる試液の変更に伴い定量法の項目を改正すること。
53. D 成分規格・保存基準各条のうち、指定添加物「L-アスコルビン酸ナトリウム」について、水規格の明確化のため、比旋光度の項目を改正すること。
54. D 成分規格・保存基準各条のうち、指定添加物「L-アスコルビン酸パルミチン酸エステル」について、用いる試液の変更に伴い定量法の項目を改正すること。
55. D 成分規格・保存基準各条のうち、指定添加物「アスパラギナーゼ」について、成分規格中の複数の規格を個別規格化すること。
56. D 成分規格・保存基準各条のうち、指定添加物「アセトン」について、用いる試液の変更に伴い定量法の項目を改正すること。
57. D 成分規格・保存基準各条のうち、指定添加物「亜セレン酸ナトリウム」について、用いる試液の変更に伴い定量法の項目を改正すること。
58. D 成分規格・保存基準各条のうち、既存添加物「アナトー色素」について成分規格中の複数の規格を個別規格化すること。
59. D 成分規格・保存基準各条のうち、既存添加物「L-アラビノース」について、水規格の明確化のため、純度試験の項目を改正すること。
60. D 成分規格・保存基準各条のうち、指定添加物「L-アルギニンL-グルタ

- ミン酸塩」について、試験の実行性の観点から確認試験の項目を改正すること。
61. D 成分規格・保存基準各条のうち、既存添加物「アルギン酸」について、試験の操作性の改善を目的として定量法の項目を改正すること。
 62. D 成分規格・保存基準各条のうち、指定添加物「アルギン酸プロピレングリコールエステル」について、水規格の明確化及び規定の精緻化を目的として純度試験の項目を改正すること。
 63. D 成分規格・保存基準各条のうち、指定添加物「安息香酸ナトリウム」について、規定の精緻化を目的として純度試験の項目を改正すること。
 64. D 成分規格・保存基準各条のうち、指定添加物「イオン交換樹脂」について、成分規格中の複数の規格を個別規格化すること。
 65. D 成分規格・保存基準各条のうち、指定添加物「イソプロパノール」について、水規格の明確化のため、純度試験の項目を改正すること。
 66. D 成分規格・保存基準各条のうち、既存添加物「ウェランガム」について、試験法の記載整備の観点から純度試験の項目を改正すること。
 67. D 成分規格・保存基準各条のうち、既存添加物「ウコン色素」について、国際整合性の観点から食品添加物の名称を改正すること。
 68. D 成分規格・保存基準各条のうち、指定添加物「エリソルビン酸」について、水規格の明確化のため、比旋光度の項目を改正すること。
 69. D 成分規格・保存基準各条のうち、指定添加物「塩化カリウム」について、水規格の明確化及び用いる試液の変更のため、純度試験の項目を改正すること。
 70. D 成分規格・保存基準各条のうち、指定添加物「塩化カルシウム」について、水規格の明確化、試験の精度の向上及び規定の精緻化を目的として純度試験の項目を改正すること。
 71. D 成分規格・保存基準各条のうち、指定添加物「塩化第二鉄」について、用いる試液の変更に伴い定量法の項目を改正すること。また、規定の精緻化を目的として純度試験の項目を改正すること。
 72. D 成分規格・保存基準各条のうち、指定添加物「オルトフェニルフェノール」について、記載整備の観点から純度試験の項目を改正すること。また、用いる試液の変更に伴い定量法の項目を改正すること。
 73. D 成分規格・保存基準各条のうち、指定添加物「オルトフェニルフェノールナトリウム」について、記載整備の観点から、純度試験の項目を改正すること。
 74. D 成分規格・保存基準各条のうち、既存添加物「貝殻焼成カルシウム」について、規定の精緻化を目的として定義の項目を改正すること。
 75. D 成分規格・保存基準各条のうち、既存添加物「加工ユーケマ藻類」について、規定の精緻化及び試験法の記載整備のため、純度試験の項目を改正すること。
 76. D 成分規格・保存基準各条のうち、指定添加物「過酸化水素」について、水

規格の明確化のため、純度試験の項目を改正すること。

77. D 成分規格・保存基準各条のうち、既存添加物「活性炭」について、規定の精緻化を目的として純度試験の項目を改正すること。
78. D 成分規格・保存基準各条のうち、既存添加物「カラメルⅠ」について、規定の精緻化を目的として純度試験の項目を改正すること。
79. D 成分規格・保存基準各条のうち、既存添加物「カラメルⅡ」について、規定の精緻化を目的として純度試験の項目を改正すること。
80. D 成分規格・保存基準各条のうち、既存添加物「カラメルⅢ」について、試験精度の向上を目的として純度試験の項目を改正すること。
81. D 成分規格・保存基準各条のうち、指定添加物「カルボキシメチルセルロースカルシウム」について、水規格の明確化のため、純度試験の項目を改正すること。
82. D 成分規格・保存基準各条のうち、既存添加物「カロブビーンガム」について、試験法の記載整備の観点から純度試験の項目を改正すること。
83. D 成分規格・保存基準各条のうち、添加物製剤「かんすい」について、成分規格中の複数の規格を個別規格化すること。
84. D 成分規格・保存基準各条のうち、既存添加物「カンゾウ抽出物」について、成分規格中の複数の規格を個別規格化すること。
85. D 成分規格・保存基準各条のうち、既存添加物「キサントガム」について、試験法の記載整備の観点から純度試験の項目を改正すること。また、試験操作の簡便化を目的として灰分の項目を改正すること。
86. D 成分規格・保存基準各条のうち、指定添加物「希釈過酸化ベンゾイル」について、用いる試液の変更に伴い定量法の項目を改正すること。
87. D 成分規格・保存基準各条のうち、既存添加物「キシラナーゼ」について、試験の実行性の観点からキシラナーゼ活性試験法の項目を改正すること。
88. D 成分規格・保存基準各条のうち、既存添加物「D-キシロース」について、水規格の明確化及び試験の実行性の観点から、純度試験の項目を改正すること。また、用いる試液の変更に伴い定量法の項目を改正すること。
89. D 成分規格・保存基準各条のうち、既存添加物「グァーガム」について、試験法の記載整備の観点から純度試験の項目を改正すること。
90. D 成分規格・保存基準各条のうち、指定添加物「クエン酸」について、試験の実行性の観点から純度試験の項目を改正すること。
91. D 成分規格・保存基準各条のうち、指定添加物「クエン酸第一鉄ナトリウム」について、用いる試液の変更に伴い定量法の項目を改正すること。
92. D 成分規格・保存基準各条のうち、指定添加物「クエン酸鉄」について、用いる試液の変更に伴い定量法の項目を改正すること。
93. D 成分規格・保存基準各条のうち、指定添加物「クエン酸鉄アンモニウム」について、用いる試液の変更に伴い定量法の項目を改正すること。

94. D 成分規格・保存基準各条のうち、指定添加物「グリセリン」について、水規格の明確化のため、定量法の項目を改正すること。
95. D 成分規格・保存基準各条のうち、指定添加物「グルコン酸第一鉄」について、用いる試液の変更に伴い純度試験の項目を改正すること。
96. D 成分規格・保存基準各条のうち、指定添加物「L-グルタミン酸カルシウム」について、試験の実行性の観点から水分の項目を改正すること。
97. D 成分規格・保存基準各条のうち、指定添加物「L-グルタミン酸マグネシウム」について、試験の実行性の観点から水分の項目を改正すること。
98. D 成分規格・保存基準各条のうち、指定添加物「ケイ酸カルシウム」について、試験操作の簡便化を目的として確認試験の項目を改正すること。また、規定の精緻化を目的として強熱減量の項目を改正すること。さらに、国際整合性及び試験の実行性の観点から定量法の項目を改正すること。
99. D 成分規格・保存基準各条のうち、指定添加物「ケイ酸マグネシウム」について、試験操作の簡便化を目的として確認試験の項目を改正すること。また、国際整合性及び試験の実行性の観点から定量法の項目を改正すること。
100. D 成分規格・保存基準各条のうち、既存添加物「高級脂肪酸（カプリル酸）」について、規定の精緻化を目的として純度試験の項目を改正すること。また、試験精度の向上を目的として定量法の項目を改正すること。
101. D 成分規格・保存基準各条のうち、既存添加物「高級脂肪酸（カプリン酸）」について、規定の精緻化を目的として純度試験の項目を改正すること。また、試験精度の向上を目的として定量法の項目を改正すること。
102. D 成分規格・保存基準各条のうち、既存添加物「高級脂肪酸（ステアリン酸）」について、規定の精緻化を目的として純度試験の項目を改正すること。また、試験精度の向上を目的として定量法の項目を改正すること。
103. D 成分規格・保存基準各条のうち、既存添加物「高級脂肪酸（パルミチン酸）」について、規定の精緻化を目的として純度試験の項目を改正すること。また、試験精度の向上を目的として定量法の項目を改正すること。
104. D 成分規格・保存基準各条のうち、既存添加物「高級脂肪酸（ベヘニン酸）」について、規定の精緻化を目的として純度試験の項目を改正すること。また、試験精度の向上を目的として定量法の項目を改正すること。
105. D 成分規格・保存基準各条のうち、既存添加物「高級脂肪酸（ミリスチン酸）」について、規定の精緻化を目的として純度試験の項目を改正すること。また、試験精度の向上を目的として定量法の項目を改正すること。
106. D 成分規格・保存基準各条のうち、既存添加物「高級脂肪酸（ラウリン酸）」について、規定の精緻化を目的として純度試験の項目を改正すること。また、試験精度の向上を目的として定量法の項目を改正すること。
107. D 成分規格・保存基準各条のうち、指定添加物「合成膨張剤」について、成分規格中の複数の規格を個別規格化すること。

108. D 成分規格・保存基準各条のうち、既存添加物「酵素分解レシチン」について、用いる試液の変更に伴い純度試験の項目を改正すること。
109. D 成分規格・保存基準各条のうち、指定添加物「高度サラシ粉」について、用いる試液の変更に伴い定量法の項目を改正すること。
110. D 成分規格・保存基準各条のうち、既存添加物「コチニール色素」について、他の着色料との整合性をとる観点から、定義の項目を改正すること。また、国際整合性及び規格の精緻化の観点から色価の項目を改正すること。さらに、色価の改正に伴い、定量法の項目を新設し、それに伴い、純度試験の項目を改正すること。
111. D 成分規格・保存基準各条のうち、既存添加物「骨焼成カルシウム」について、規定の精緻化を目的として定義の項目を改正すること。
112. D 成分規格・保存基準各条のうち、指定添加物「酢酸カルシウム」について、用いる試液の変更に伴い純度試験の項目を改正すること。
113. D 成分規格・保存基準各条のうち、指定添加物「酢酸ナトリウム」について、水規格の明確化のため、純度試験の項目を改正すること。
114. D 成分規格・保存基準各条のうち、指定添加物「サッカリンナトリウム」について、水規格の明確化のため、純度試験の項目を改正すること。
115. D 成分規格・保存基準各条のうち、指定添加物「酸化カルシウム」について、試験精度の向上及び規定の精緻化を目的として純度試験の項目を改正すること。
116. D 成分規格・保存基準各条のうち、既存添加物「サンゴ未焼成カルシウム」について、規定の精緻化を目的として定義及び純度試験の各項目を改正すること。
117. D 成分規格・保存基準各条のうち、指定添加物「三二酸化鉄」について、用いる試液の変更に伴い定量法の項目を改正すること。
118. D 成分規格・保存基準各条のうち、指定添加物「次亜塩素酸水」について、用いる試液の変更に伴い確認試験及び定量法の各項目を改正すること。
119. D 成分規格・保存基準各条のうち、指定添加物「次亜塩素酸ナトリウム」について、試験の実行性の観点及び用いる試液の変更に伴い定量法の項目を改正すること。
120. D 成分規格・保存基準各条のうち、指定添加物「次亜臭素酸水」について、試薬の名称の改正に伴い確認試験の項目を改正すること。また、用いる試液の変更に伴い定量法の項目を改正すること。
121. D 成分規格・保存基準各条のうち、既存添加物「シアノコバラミン」について、規定の精緻化を目的として確認試験の項目を改正すること。
122. D 成分規格・保存基準各条のうち、指定添加物「次亜硫酸ナトリウム」について、試験の実行性の観点から純度試験の項目を改正すること。
123. D 成分規格・保存基準各条のうち、既存添加物「シェラック」について、

成分規格中の複数の規格を個別規格化すること。

124. D 成分規格・保存基準各条のうち、既存添加物「ジェランガム」について、試験法の記載整備の観点から純度試験の項目を改正すること。
125. D 成分規格・保存基準各条のうち、指定添加物「L-システイン塩酸塩」について、用いる試液の変更に伴い定量法の項目を改正すること。
126. D 成分規格・保存基準各条のうち、指定添加物「シュウ酸」について、規定の精緻化を目的として純度試験の項目を改正すること。
127. D 成分規格・保存基準各条のうち、指定添加物「臭素酸カリウム」について、水規格の明確化のため、純度試験の項目を改正すること。また、用いる試液の変更に伴い定量法の項目を改正すること。
128. D 成分規格・保存基準各条のうち、指定添加物「DL-酒石酸」について、規定の精緻化を目的として構造式及び化学式を改正すること。
129. D 成分規格・保存基準各条のうち、指定添加物「DL-酒石酸ナトリウム」について、規定の精緻化を目的として構造式及び化学式を改正すること。
130. D 成分規格・保存基準各条のうち、指定添加物「L-酒石酸ナトリウム」について、試験精度の向上を目的として純度試験の項目を改正すること。
131. D 成分規格・保存基準各条のうち、既存添加物「植物性ステロール」について、成分規格中の複数の規格を個別規格化すること。
132. D 成分規格・保存基準各条のうち、既存添加物「植物性ステロール（遊離体高濃度品）」について、試験法の記載整備及び試験の実行性の観点から純度試験の項目を改正すること。
133. D 成分規格・保存基準各条のうち、既存添加物「植物性ステロール（遊離体低濃度品）」について、試験法の記載整備の観点から純度試験の項目を改正すること。
134. D 成分規格・保存基準各条のうち、指定添加物「水酸化カリウム」について、水規格の明確化のため、純度試験及び定量法の各項目を改正すること。
135. D 成分規格・保存基準各条のうち、指定添加物「水酸化カリウム液」について、水規格の明確化のため、純度試験及び定量法の各項目を改正すること。
136. D 成分規格・保存基準各条のうち、指定添加物「水酸化カルシウム」について、試験精度の向上及び規定の精緻化のため、純度試験の項目を改正すること。
137. D 成分規格・保存基準各条のうち、指定添加物「水酸化ナトリウム」について、水規格の明確化のため、純度試験及び定量法の各項目を改正すること。
138. D 成分規格・保存基準各条のうち、指定添加物「水酸化ナトリウム液」について、水規格の明確化のため、純度試験及び定量法の各項目を改正すること。
139. D 成分規格・保存基準各条のうち、指定添加物「ステアリン酸マグネシウム」について、水規格の明確化のため、純度試験の項目を改正すること。

140. D 成分規格・保存基準各条のうち、指定添加物「ステアロイル乳酸カルシウム」について、規定の精緻化を目的として純度試験の項目を改正すること。
141. D 成分規格・保存基準各条のうち、指定添加物「ステアロイル乳酸ナトリウム」について、規定の精緻化を目的として純度試験の項目を改正すること。
142. D 成分規格・保存基準各条のうち、既存添加物「精製カラギナン」について、試験法の記載整備の観点から純度試験の項目を改正すること。
143. D 成分規格・保存基準各条のうち、指定添加物「D-ソルビトール」について、水規格の明確化のため、純度試験の項目を改正すること。
144. D 成分規格・保存基準各条のうち、指定添加物「ソルビン酸カリウム」について、試験の実行性確保及び試験精度の向上を目的として確認試験の項目を改正すること。また、水規格の明確化のため、純度試験の項目を改正すること。
145. D 成分規格・保存基準各条のうち、既存添加物「タウマチン」について、記載整備の観点から純度試験の項目を改正すること。
146. D 成分規格・保存基準各条のうち、添加物製剤「タール色素の製剤」について、記載整備の観点から純度試験の項目を改正すること。
147. D 成分規格・保存基準各条のうち、指定添加物「炭酸カルシウムⅠ」について、水規格の明確化及び規定の精緻化のため、純度試験の項目を改正すること。
148. D 成分規格・保存基準各条のうち、指定添加物「炭酸カルシウムⅡ」について、水規格の明確化及び試験の実行性の観点から、純度試験の項目を改正すること。
149. D 成分規格・保存基準各条のうち、指定添加物「炭酸水素ナトリウム」について、水規格の明確化のため、純度試験の項目を改正すること。
150. D 成分規格・保存基準各条のうち、指定添加物「炭酸マグネシウム」について、水規格の明確化のため、純度試験の項目を改正すること。
151. D 成分規格・保存基準各条のうち、既存添加物「ツヤプリシン（抽出物）」について、試験精度の向上のため、強熱残分の項目を改正すること。
152. D 成分規格・保存基準各条のうち、既存添加物「デキストラナーゼ」について、試験の実行性の観点から、デキストラナーゼ活性試験法の項目を改正すること。
153. D 成分規格・保存基準各条のうち、指定添加物「デヒドロ酢酸ナトリウム」について、水規格の明確化のため、純度試験の項目を改正すること。
154. D 成分規格・保存基準各条のうち、指定添加物「DL-トレオニン」について、試験の実行性の観点から純度試験の項目を改正すること。
155. D 成分規格・保存基準各条のうち、指定添加物「ナイシン」について、試験の実行性の観点から微生物限度の項目を改正すること。
156. D 成分規格・保存基準各条のうち、指定添加物「ナタマイシン」につい

て、記載整備の観点から水分の項目を改正すること。

157. D 成分規格・保存基準各条のうち、指定添加物「ナトリウムメトキシド」について、水規格の明確化のため、純度試験及び定量法の各項目を改正すること。
158. D 成分規格・保存基準各条のうち、既存添加物「ナリンジン」について、記載整備の観点から純度試験の項目を改正すること。
159. D 成分規格・保存基準各条のうち、指定添加物「二酸化炭素」について、水規格の明確化のため、純度試験の項目を改正すること。
160. D 成分規格・保存基準各条のうち、指定添加物「乳酸カリウム」について、水規格の明確化のため、純度試験の項目を改正すること。
161. D 成分規格・保存基準各条のうち、指定添加物「乳酸カルシウム」について、試験精度の向上のため、純度試験の項目を改正すること。
162. D 成分規格・保存基準各条のうち、指定添加物「乳酸鉄」について、規定の精緻化を目的として定量法の項目を改正すること。また、用いる試液の変更に伴い定量法の項目を改正すること。
163. D 成分規格・保存基準各条のうち、既存添加物「微結晶セルロース」について、水規格の明確化のため、pH の項目を改正する。また、記載整備の観点から純度試験の項目を改正すること。
164. D 成分規格・保存基準各条のうち、指定添加物「L-ヒスチジン塩酸塩」について、記載整備の観点から CAS 番号を改正すること。
165. D 成分規格・保存基準各条のうち、指定添加物「1-ヒドロキシエチリデン-1, 1-ジホスホン酸」について、用いる試液の変更に伴い純度試験の項目を改正すること。
166. D 成分規格・保存基準各条のうち、指定添加物「ヒドロキシプロピルメチルセルロース」について、含量及び定量法の各項目を改正すること。
167. D 成分規格・保存基準各条のうち、指定添加物「微粒二酸化ケイ素」について、規定の精緻化を目的として定義の項目を新たに設定すること。
168. D 成分規格・保存基準各条のうち、指定添加物「ピロ亜硫酸カリウム」について、国際整合性の観点から食品添加物の名称を改正すること。
169. D 成分規格・保存基準各条のうち、指定添加物「ピロリン酸第二鉄」について、用いる試液の変更に伴い定量法の項目を改正すること。
170. D 成分規格・保存基準各条のうち、指定添加物「ピロリン酸第二鉄液」について、用いる試液の変更に伴い定量法の項目を改正すること。
171. D 成分規格・保存基準各条のうち、既存添加物「フィチン酸」について、成分規格中の複数の規格を個別規格化すること。
172. D 成分規格・保存基準各条のうち、既存添加物「フィチン酸 液体品」について、試験の操作性の改善を目的として確認試験の項目を改正すること。
173. D 成分規格・保存基準各条のうち、既存添加物「ブドウ果皮色素」につ

いて、記載整備の観点から純度試験の項目を改正すること。

174. D 成分規格・保存基準各条のうち、既存添加物「プルラン」について、試験の操作性の改善を目的として純度試験の項目を改正すること。
175. D 成分規格・保存基準各条のうち、指定添加物「プロピオン酸」について、記載整備の観点から純度試験の項目を改正すること。また、水規格の明確化のため、定量法の項目を改正すること。
176. D 成分規格・保存基準各条のうち、指定添加物「プロピオン酸カルシウム」について、水規格の明確化のため、純度試験の項目を改正すること。
177. D 成分規格・保存基準各条のうち、指定添加物「プロピコナゾール」について、規定の精緻化を目的として構造式を追加すること。
178. D 成分規格・保存基準各条のうち、指定添加物「プロピレングリコール脂肪酸エステル」について、規定の精緻化を目的として性状の項目を改正すること。
179. D 成分規格・保存基準各条のうち、既存添加物「粉末セルロース」について、水規格の明確化及び記載整備のため、純度試験の項目を改正すること。
180. D 成分規格・保存基準各条のうち、既存添加物「ペクチナーゼ」について、試験の実行性の観点からペクチナーゼ活性試験法の項目を改正すること。
181. D 成分規格・保存基準各条のうち、既存添加物「ペクチン」について、水規格の明確化のため、純度試験の項目を改正すること。
182. D 成分規格・保存基準各条のうち、既存添加物「ベニコウジ黄色素」について、他の着色料との整合性の観点から定義の項目を改正すること。また、試験の実行性の観点から確認試験の項目を改正すること。
183. D 成分規格・保存基準各条のうち、既存添加物「ベニコウジ色素」について、他の着色料との整合性の観点から定義の項目を改正すること。また、試験の実行性の観点から確認試験の項目を改正すること。
184. D 成分規格・保存基準各条のうち、既存添加物「ヘム鉄」について、用いる試液の変更に伴い定量法の項目を改正すること。
185. D 成分規格・保存基準各条のうち、指定添加物「ポリアクリル酸ナトリウム」について、用いる試液の変更に伴い純度試験の項目を改正すること。
186. D 成分規格・保存基準各条のうち、指定添加物「ポリイソブチレン」について、用いる試液の変更に伴い純度試験の項目を改正すること。
187. D 成分規格・保存基準各条のうち、指定添加物「マクロホモプシスガム」について、試験法の記載整備の観点から純度試験の項目を改正すること。
188. D 成分規格・保存基準各条のうち、既存添加物「マリーゴールド色素」について、他の着色料との整合性の観点から定義の項目を改正すること。
189. D 成分規格・保存基準各条のうち、指定添加物「D-マンニトール」について、水規格の明確化のため、純度試験の項目を改正すること。
190. D 成分規格・保存基準各条のうち、既存添加物「ミックストコフェロー

ル」について、記載整備の観点から純度試験の項目を改正すること。

191. D 成分規格・保存基準各条のうち、既存添加物「ミツロウ」について、用いる試液の変更に伴い純度試験の項目を改正すること。
192. D 成分規格・保存基準各条のうち、指定添加物「メチルセルロース」について、含量及び定量法の各項目を改正すること。
193. D 成分規格・保存基準各条のうち、指定添加物「ヤマモモ抽出物」について、試験法の記載整備の観点から純度試験の項目を改正すること。
194. D 成分規格・保存基準各条のうち、既存添加物「ユッカフォーム抽出物」について、記載整備の観点から確認試験の項目を改正すること。また、試験精度の向上のため、定量法の項目を改正すること。
195. D 成分規格・保存基準各条のうち、既存添加物「ラカンカ抽出物」について、規定の精緻化を目的として性状の項目を改正すること。また、試験精度の向上及び試験の実行性の観点から確認試験及び定量法の各項目を改正すること。
196. D 成分規格・保存基準各条のうち、既存添加物「ラック色素」について、他の着色料との整合性の観点から定義の項目を改正すること。また、試験の実行性の観点から確認試験の項目を改正すること。
197. D 成分規格・保存基準各条のうち、既存添加物「ラムザンガム」について、試験法の記載整備の観点から純度試験の項目を改正すること。
198. D 成分規格・保存基準各条のうち、既存添加物「L-ラムノース」について、試験精度の向上を目的として定量法の項目を改正すること。
199. D 成分規格・保存基準各条のうち、既存添加物「卵殻焼成カルシウム」について、規定の精緻化を目的として定義の項目を改正すること。
200. D 成分規格・保存基準各条のうち、指定添加物「L-リシンL-アスパラギン酸塩」について、試験の実行性の観点から確認試験の項目を改正すること。
201. D 成分規格・保存基準各条のうち、指定添加物「リボフラビン」について、水規格の明確化のため、比旋光度の項目を改正すること。
202. D 成分規格・保存基準各条のうち、指定添加物「リボフラビン5'-リン酸エステルナトリウム」について、規定の精緻化を目的として確認試験の項目を改正すること。
203. D 成分規格・保存基準各条のうち、指定添加物「硫酸アルミニウムアンモニウム」について、記載整備の観点から純度試験の項目を改正すること。
204. D 成分規格・保存基準各条のうち、指定添加物「硫酸アルミニウムカリウム」について、記載整備の観点から純度試験の項目を改正すること。
205. D 成分規格・保存基準各条のうち、指定添加物「硫酸カリウム」について、規定の精緻化を目的として定量法の項目を改正すること。
206. D 成分規格・保存基準各条のうち、指定添加物「硫酸カルシウム」につ

- いて、規定の精緻化を目的として CAS 番号を改正すること。
207. D 成分規格・保存基準各条のうち、指定添加物「硫酸第一鉄」について、水規格の明確化のため、定量法の項目を改正すること。
208. D 成分規格・保存基準各条のうち、指定添加物「硫酸ナトリウム」について、規定の精緻化を目的として定量法の項目を改正すること。
209. D 成分規格・保存基準各条のうち、指定添加物「DL-リンゴ酸」について、試験の実行性の観点から確認試験の項目を改正すること。
210. D 成分規格・保存基準各条のうち、指定添加物「DL-リンゴ酸ナトリウム」について、試験の実行性の観点から確認試験の項目を改正すること。また、水規格の明確化のため、純度試験の項目を改正すること。
211. D 成分規格・保存基準各条のうち、指定添加物「リン酸三カリウム」について、規定の精緻化を目的として定量法の項目を改正すること。
212. D 成分規格・保存基準各条のうち、既存添加物「レシチン」について、試験の実行性の観点から確認試験の項目を改正すること。
213. E 製造基準のうち、添加物一般 1. について、規定の精緻化を目的として改正すること。
214. F 使用基準のうち、添加物一般 1. について、規定の精緻化を目的として改正すること。